

九州保健福祉大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

2 本学の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学部	目的
社会福祉学部	社会福祉に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉分野等で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を目的とする。
薬学部	高度な専門知識・技術とコミュニケーション能力を授け、生涯にわたって最先端医療に貢献できる薬剤師、また、薬学及び実験動物学の知識を持ち、科学的考察力と問題解決能力を備えた専門家の養成を目的とする。
生命医学部	生命に対する深い関心と高度な倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師や臨床工学技士として、連携医療、先端医療において疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療技術者の養成を目的とする。
臨床心理学部	心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材の養成を目的とする。

3 本学の学科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学部	学科・専攻	目的
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	社会福祉に関する知識と技術を有し、スポーツやレクリエーションの専門的技能を活かして、予防医学、健康保持の側面からも社会福祉の分野で活躍できる人材の養成を目的とする。
	臨床福祉学科	ノーマライゼーションの理念の基に、ソーシャルワークの専門的知識と心のケアに関する理論と実践を教授し、臨床実践能力を備えたソーシャルワーカーの養成を目的とする。
薬学部	薬学科	「患者を中心とした医療」を実践するために、薬学に関する高度な専門知識と技術を教授し、臨床に係る実践的な能力を培い、倫理観、使命感、実行力を有し社会で即戦力となる質の高い薬剤師の養成を目的とする。
	動物生命薬学科	薬学及び実験動物学の知識を基盤として持ち、医薬品、化粧品、食品、環境及び動物のさまざまな分野において、常に問題解決を念頭に置いて活躍することができる専門家の養成を目的とする。
科学生命部	生命医学科	生命に対する深い関心と高度な倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師や臨床工学技士として、連携医療、先端医療において疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療技術者の養成を目的とする。
理臨学部 心	臨床心理学科	心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材を養成する。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関することは、別に定める。

(学部、学科及び収容定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員			収容定員
			2年次	3年次	4年次	
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	40名		2名		164名
	臨床福祉学科	40名		2名		164名
保健科学部	作業療法学科	—				—
薬学部	薬学科	100名	3名		3名	624名
	動物生命薬学科	40名				160名
生命医科学部	生命医学科	80名				320名
臨床心理学部	臨床心理学科	40名				160名

2 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを設け、鍼灸健康福祉コースに関する規程は、別に定める。

3 社会福祉学部臨床福祉学科に介護福祉コースを設け、介護福祉コースに関する規程は、別に定める。

4 臨床心理学部臨床心理学科に言語聴覚コースを設け、言語聴覚コースに関する規程は、別に定める。

5 本学に次の別科を置き、収容定員は次のとおりとする。別科に関する規程は、別に定める。

	入学定員	収容定員
臨床工学別科	40名	40名

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科においては、6年とする。

(在学期間)

第5条 前条の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は修業年限の2倍の年数をこえることはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 1学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

(休業日)

第8条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日

三 創立者の日 4月30日

四 創立記念日 5月4日

五 夏期休業

六 冬期休業

七 学年末休業

2 前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目及び単位数 (授業科目の区分)

第9条 各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを4年間に配当して教授する。ただし、薬学部薬学科においては、6年間に配当して教授する。

学 部	学 科	授業科目
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目
	臨床福祉学科	基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目
薬学部	薬学科	基礎科目・専門教育科目
	動物生命薬科学科	基礎科目・専門教育科目
生命医科学部	生命医科学科	基礎科目・専門教育科目
臨床心理学部	臨床心理学科	基礎科目・専門教育科目

(基礎科目)

第10条 社会福祉学部の基礎科目の単位数は別表I-(1)のとおりとする。

2 薬学部の基礎科目の単位数は別表I-(2)のとおりとする。

3 生命医科学部の基礎科目の単位数は別表I-(3)のとおりとする。

4 臨床心理学部の基礎科目の単位数は別表I-(4)のとおりとする。

(専門教育科目)

第11条 社会福祉学部の専門教育科目の単位数は別表II-(1)のとおりとする。

2 薬学部の専門教育科目の単位数は別表II-(2)のとおりとする。

3 生命医科学部の専門教育科目の単位数は別表II-(3)のとおりとする。

4 臨床心理学部の専門教育科目の単位数は別表II-(4)のとおりとする。

(教職に関する科目)

第12条 社会福祉学部の教職に関する科目の単位数は別表II-(1)のとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第13条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前2項に関する規程は別に定める。

第4章 入学・休学・転学・留学及び退学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、再入学及び転入学並びに外国人留学生及び帰国子女については、第7条に定める後期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第15条 本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)

七 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第16条 本学に入学を希望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 第2項の規定は、第20条、第23条及び第24条の規定により入学を志願する場合にも、これを準用する。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者については、学力、人物、健康状態について選考する。

第18条 入学試験合格者は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

(入学手続)

第19条 入学試験合格者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学を許可する。

4 編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

(編入学)

第20条 本学の3年次編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、編入学を許可する。ただし、2年次以降で、当該学科の収容定員に欠員のある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2 編入学による学生の在学期間は、入学を許可された年次に応じた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 編入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科・転専攻)

第21条 学生が、所属学部から他の学部へ転学部、所属学部内において他の学科へ転学科、所属学科内において他の専攻へ転専攻をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(転入学)

第22条 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長へ願い出て許可を受けなければならない。

第23条 他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(再入学)

第24条 次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願い出たときは、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、入学を許可する。

一 本学を第31条により退学し、同一学科に再入学を願い出した者

二 第41条の二により除籍された者で、別に定める規定により再入学を願い出した者

2 前項による入学者のすでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

(留学)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第33条第1項及び第2項の規定は学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他の事由により、引続き3月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受け休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当ないと認められる学生に対しては、学長が当該教授会の意見を聴き、期間を定め、休学を命ずる。

第27条 休学期間は、引続き1年をこえることはできない。

ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以上の休学を許可することがある。

第28条 休学期間は、通算して修業年限をこえることはできない。

第29条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間に、その事由が消滅した場合は、復学願いを提出して学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第31条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

第5章 授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

(授業科目の履修及び単位の認定)

第32条 学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目的単位を認定する。

3 臨床福祉学科介護福祉コースの社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4(第5条ー第7条)に係る科目については、出席時間数が授業時間数の3分の2(介護実習は5分の4)に満たない者に対しては、単位を認定しない。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、学長が当該教授会の意見を聴き、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 34 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第 35 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなす単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(学習の評価)

第 36 条 成績は 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀 (S) ・ 優 (A) ・ 良 (B) ・ 可 (C) ・ 不可 (D) の評価をもってし、不可 (D) は不合格とする。

(卒業)

第 37 条 本学に、第 4 条に定める年限以上在学し、次の各号に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	修 得 す べ き 单 位 数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	124 単位以上
	臨床福祉学科	124 単位以上
薬 学 部	薬学科 動物生命薬科学科	186 単位以上 124 単位以上
生命医科学部	生命医科学科	124 単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	124 単位以上

一 基礎科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 单 位 数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	24 単位以上
	臨床福祉学科	24 単位以上
薬 学 部	薬学科	30 単位以上
	動物生命薬科学科	24 単位以上
生命医科学部	生命医科学科	24 単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	24 単位以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 单 位 数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	100 単位以上
	臨床福祉学科	100 単位以上
薬 学 部	薬学科	156 単位以上
	動物生命薬科学科	100 単位以上
生命医科学部	生命医科学科	100 単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	100 単位以上

2 教育職員免許状を受けようする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
	臨床福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福 祉

3 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

所定の単位を修得して卒業する者には、博物館学芸員資格を取得する資格が与えられる。

(学位)

第38条 学士の学位は、次のとおりとする。

社会福祉学部	学士（社会福祉学）
薬学部	学士（薬学）
動物生命薬学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部	学士（生命医科学）
臨床心理学部	学士（臨床心理学）

2 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第6章 表彰・懲戒及び除籍

(表彰)

第39条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

(懲戒)

第40条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓 告
停 学
退 学

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者

4 停学が引続き3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。

- 一 第5条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
- 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
- 三 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

2 前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料その他

(納付金の額)

第42条 本学の入学検定料、入学金及び授業料、その他諸納付金は別表Ⅲのとおりとする。

(演習、実習費用)

第43条 演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば別に徴収する。

(納付規程)

第44条 第42条及び第43条の諸納付金は、別に定める規定により納付しなければならない。

2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納入するまで、授業及び試験に出席すること、並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

(休学中の納付金)

第45条 休学中の休学科は、薬学部薬学科は月額50,000円、その他の学科は月額25,000円とする。

(転学、退学及び停学者の納付金)

第46条 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

(諸納付金の変更)

第47条 削除

第48条 既納の納付金は原則として返還しない。

第8章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第49条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

(健康診断)

第50条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第9章 科目等履修生・委託生・特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 52 条 公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について、修学を委託される者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 53 条 他の大学（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 54 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 55 条 地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を設けることがある。

第 11 章 特待生

(特待生)

第 56 条 学生として学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 教職員組織

(教職員組織)

第 57 条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第 13 章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第 58 条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第 59 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、全学教授会、学部教授会、代議員教授会をもって組織する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 その他教授会に関する規程は、別に定める。

第 14 章 通信教育部

(通信教育部)

第 60 条 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項については、別に定める。

第 15 章 大学院

(大学院)

第 61 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則については、別に定める。

第 16 章 附属施設

(附属図書館)

第 62 条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第 63 条 本学薬学部に附属薬用植物園を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条については従前の規定による。
- 附 則 この学則は平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 12 条、第 37 条については従前の規定による。
- 附 則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条第 2 項並びに第 11 条第 2 項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条、第 12 条並びに第 37 条第 1 項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 12 条、第 37 条第 2 項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項、第 28 条、第 37 条第 1 項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 12 条、第 20 条第 4 項、第 32 条第 3 項、第 37 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 37 条第 1 及び第 2 項については従前の規定による。
- なお、平成 19 年度に臨床福祉学科臨床福祉専攻及び動物療法専攻に入学した学生は、第 11 条第 1 項の別表 II-(1) については改正学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条及び第 37 条については従前の規定による。
- なお、平成 20 年度に動物生命薬科学科に入学した学生は、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 37 条第 4 項については改正学則を適用する。
- また、平成 18 年度、19 年度、20 年度に薬学科に入学した学生は、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 37 条第 1 項については改正学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 11 条第 1 項及び第 12 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条第 1 項並びに 3 項、第 36 条、第 42 条、第 45 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 37 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 11 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 37 条、第 38 条、第 59 条については従前の規定による。
- なお、第 3 条の規定にかかわらず、臨床福祉学科の編入学定員は平成 29 年度から適用し、平成 27 年度から平成 29 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

部・学科等	収容定員		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	512 名	432 名	351 名
保健科学部 臨床工学科	170 名	180 名	190 名
薬学部 動物生命薬科学科	130 名	140 名	150 名
生命医科学部 生命医科学科	60 名	120 名	180 名

- 附 則 この改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条については従前の規定による。
- なお、第 3 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社会福祉学部 子ども保育福祉学科	150 名	100 名	50 名

- 附 則 この改正学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 12 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条、第 12 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 37 条、第 42 条について従前の規定による。

学部・学科等	収容定員		
	2019 年度	2020 年度	2021 年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	235 名	214 名	189 名
保健科学部 視機能療法学科	120 名	80 名	40 名
保健科学部 臨床工学科	190 名	180 名	170 名

学部・学科等	収容定員				
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
薬学部 薬学科	824 名	784 名	744 名	704 名	664 名

- 附 則 この改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 37 条、第 38 条、第 42 条については従前の規定による。
 なお、第 3 条の規定にかかわらず、平成 31 年度の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	214 名	189 名	164 名
保健科学部 作業療法学科	120 名	80 名	40 名
保健科学部 言語聴覚療法学科	120 名	80 名	40 名
保健科学部 臨床工学科	140 名	90 名	40 名
生命医科学部 生命医学科	260 名	280 名	300 名
視機能療法学別科	40 名		

- 附 則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条、第 12 条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条については従前の規定による。

別表 I - (1) 社会福祉学部

(基礎科目)

社会福祉学部の基礎科目的単位数は次のとおりである。

区分	科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語	1		2
	英語コミュニケーション	1		2
	情報処理入門	1	1	
	データサイエンス I	1		1
	データサイエンス II	1		1
	キャリア教育	1		2
	コミュニケーション論	1		2
	QOLと人間の尊厳	1	2	
	日向国地域論	1		2
	日向国地域体験学習	1		1
学部共通基礎科目	医療・福祉連携講座	1		1
	ボランティア活動	1		1
	インターンシップ	1		1
	中国語 I	1		2
	中国語 II	1		2
	日本語 I	1		2
	日本語 II	1		2
	日本語 III	2		2
	日本語 IV	2		2
	日本語総合講座 I a	1		2
	日本語総合講座 I b	1		2
	日本語総合講座 II a	1		2
	日本語総合講座 II b	1		2
	哲学	1		2
人間と社会・文化	倫理学	2		2
	芸術	1		2
	日本国憲法	2		2
	経済学	2		2
	生物学	1		2
	生理学	1		2
	教職コンピュータ基礎	2		2
	生涯スポーツ実習 I	1		1
	生涯スポーツ実習 II	1		1
	健康科学論	2		2
教 健 康	基礎演習 I	1	1	
	基礎演習 II	1	1	
演 基 習 基				

日本語 I・II・III・IV、日本語総合講座 I a・I b・II a・II b は外国人留学生対象科目。

別表 I - (2) 薬学部

(基礎科目)

薬学部の基礎科目的単位数は次のとおりである。

薬学科

区分	科 目 名	年次	必修	選択	自由
大学共通基礎科目	英語	1	2		
	英語コミュニケーション	1		2	
	情報処理入門	1	1		
	データサイエンス I	1		1	
	データサイエンス II	1		1	
	キャリア教育	1	2		
	コミュニケーション論	1	2		
	QOLと人間の尊厳	1	2		
	日向国地域論	1		2	
	日向国地域体験学習	1		1	
学科基礎科目	医療・福祉連携講座	1		1	
	ボランティア活動	1		1	
	インターンシップ	1		1	
	外書講読 I	1	1		
	外書講読 II	2	1		
	外書講読 III	3	1		
	理科系作文法 I	1	1		
	理科系作文法 II	1	1		
	法学	1	1		
	医事法学総論	1	1		
	生物学	1	1		
	基礎機能形態学	1	1		
	物理学 I	1	1		
	物理学 II	1		1	
	化学 I	1	1		
	化学 II	1		1	
	化学演習 I	1			1
	化学演習 II	1			1
	薬学数学	1	1		
	薬学数学演習	1			1

動物生命薬科学科

区分	科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	教英語	英語	1	2
		英語コミュニケーション	1	2
	教情報	情報処理入門	1	1
		データサイエンス I	1	1
		データサイエンス II	1	1
	総合教育	キャリア教育	1	2
		コミュニケーション論	1	2
		QOLと人間の尊厳	1	2
		日向国地域論	1	2
		日向国地域体験学習	1	1
		医療・福祉連携講座	1	1
		ボランティア活動	1	1
		インターンシップ	1	1
学科基礎科目	大学英語 I	1	2	
	大学英語 II	1	2	
	実用英語 I	2	2	
	実用英語 II	2	2	
	実用英語 III	2	2	
	実用英語 IV	2	2	
	社会学	1	2	
	心理学	1	2	
	歴史と社会	2	2	
	アジアと世界	2	2	
	哲学	2	2	
	倫理学	1	2	
	数学 I	1	2	
	数学 II	1	2	
	化学 I	1	2	
	化学 II	1	2	
	生物学 I	1	2	
	生物学 II	1	2	

別表 I - (3) 生命医科学部

(基礎科目)

生命医科学部の基礎科目的単位数は次のとおりである。

生命医科学科

区分	科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語	1	2	
	英語コミュニケーション	1		2
	情報処理入門	1	1	
	データサイエンス I	1		1
	データサイエンス II	1		1
	キャリア教育	2		2
	コミュニケーション論	1		2
	QOLと人間の尊厳	1	2	
	日向国地域論	1		2
	日向国地域体験学習	1		1
学科基礎科目	医療・福祉連携講座	1		1
	ボランティア活動	1		1
	インターンシップ	1		1
	医療英語	2		2
	生涯スポーツ論	1		2
	生涯スポーツ実習	1		1
	健康科学論	1		2
	物理学	1		2
	化学	1		2
	生物学	1		2
	分子生物学	1		2
	法学	1		2
	心理学	2		2
	生命倫理学	2	2	
	医学概論	1	2	
	生命医科学概論	1	2	
	医療統計学	2		2

別表 I - (4) 臨床心理学部

(基礎科目)

臨床心理学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

区分	科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語	1		2
	英語コミュニケーション	1		2
	情報処理入門	1	2	
	データサイエンス I	1		1
	データサイエンス II	1		1
	キャリア教育	2		2
	コミュニケーション論	1		2
	QOLと人間の尊厳	1	2	
	日向国地域論	1		2
	日向国地域体験学習	1		1
学部共通基礎科目	医療・福祉連携講座	1		1
	ボランティア活動	1		1
	インターンシップ	1		1
	中国語 I	1		2
	中国語 II	1		2
	日本語 I	1		2
	日本語 II	1		2
	日本語 III	2		2
	日本語 IV	2		2
	日本語総合講座 I a	1		2
	日本語総合講座 I b	1		2
	日本語総合講座 II a	1		2
	日本語総合講座 II b	1		2
	哲学	1		2
教 健 康	倫理学	2		2
	社会学	1		2
	日本国憲法	2		2
	経済学	2		2
	生物学	1		2
演 習 基 礎	健康科学論	1		2
	生涯スポーツ論	1		2
	生涯スポーツ実習 I	1		1
	生涯スポーツ実習 II	1		1
	基礎演習 I	1	1	
	基礎演習 II	1	1	

日本語 I・II・III・IV、日本語総合講座 I a・I b・II a・II b は外国人留学生対象科目。

別表II－(1) 社会福祉学部

(専門教育科目)

社会福祉学部の専門教育科目的単位数は次のとおりである。

スポーツ健康福祉学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		スポーツ実習V (水泳)	2		1	
心理学概論	1		2		スポーツ実習VI (ダンス)	2		1	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		スポーツ実習VII (柔道)	2		1	
児童・家庭福祉	1		2		スポーツ実習VIII(野外スポーツ実習)	1		1	
障害者福祉	1		2		レクリエーション論	2		2	
高齢者福祉	1		2		レクリエーション実技	2		1	
介護概論	2		2		健康運動指導論 I	3		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職 I	1		2		健康運動指導論 II	4		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職 II	1		2		健康運動指導論 III	4		2	
社会福祉の原理と政策 I	1		2		教育原論	2		2	
社会福祉の原理と政策 II	1		2		教育心理学	3		2	
貧困に対する支援	2		2		教育相談	3		2	
地域福祉と包括的支援体制 I	2		2		医学概論	1		2	
地域福祉と包括的支援体制 II	2		2		社会保障制度および職業倫理	4		1	
社会保障 I	2		2		解剖学 I	1		2	
社会保障 II	2		2		解剖学 II	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法 I	2		2		解剖学 III	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法 II	2		2		運動学概論	2		1	
ソーシャルワークの理論と方法 III	3		2		身体の働き I	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法 IV	3		2		身体の働き II	2		2	
権利擁護を支える法制度	2		2		リハビリテーション	3		2	
社会福祉調査の基礎	3		2		病理学概論	2		2	
保健医療と福祉	3		2		衛生学 I	3		2	
福祉サービスの組織と経営	3		2		衛生学 II	3		2	
刑事司法と福祉	3		2		臨床医学総論 I	2		1	
ソーシャルワーク演習 I	2		1		臨床医学総論 II	2		1	
ソーシャルワーク演習 II	2		1		臨床医学各論 I	2		1	
ソーシャルワーク演習 III	3		1		臨床医学各論 II	3		1	
ソーシャルワーク演習 IV	3		1		臨床医学各論 III	3		1	
ソーシャルワーク演習 V	4		1		臨床医学各論 IV	4		1	
ソーシャルワーク実習指導 I	2		1		病態生理学	3		1	
ソーシャルワーク実習指導 II	3		1		鍼灸理論	3		2	
ソーシャルワーク実習指導 III	3		1		東洋医学概論 I	1		2	
ソーシャルワーク実習 I	2		2		東洋医学概論 II	1		2	
ソーシャルワーク実習 II	3		4		経絡経穴学 I	1		1	
時事福祉学 I	4		2		経絡経穴学 II	1		1	
時事福祉学 II	4		2		経絡経穴学 III	2		1	
連携実践演習	4		1		東洋医学臨床論 I	2		2	
認知症の理解 I	3		2		東洋医学臨床論 II	3		2	
認知症の理解 II	3		2		東洋医学臨床論 III	3		2	
スクールソーシャルワーク論	3		2		東洋医学臨床論 IV	4		2	
スクールソーシャルワーク演習	3		1		東洋医学臨床論 V	4		1	
スクールソーシャルワーク実習指導	4		1		物理療法学	3		2	
スクールソーシャルワーク実習	4		1		鍼灸治療の安全と適応判断	4		1	
医療ソーシャルワーク演習	3		1		鍼灸診察演習	3		1	
医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		社会鍼灸学	4		2	
医療ソーシャルワーク実習	4		1		基礎鍼灸実習	1		1	
キャリアデザイン演習 I	2		1		臨床鍼実技 I	2		1	
キャリアデザイン演習 II	2		1		臨床鍼実技 II	2		1	
キャリアデザイン演習 III	2		1		臨床鍼実技 III	3		1	
キャリアデザイン演習 IV	3		1		臨床鍼実技 IV	3		1	

授業科目的名称	年次	必修	選択	自由	授業科目的名称	年次	必修	選択	自由
キャリアデザイン演習V	3		1		臨床鍼灸実技V	4		1	
スポーツマネジメント	4		2		臨床鍼灸実技VI	4		1	
スポーツ心理学I	2		2		臨床鍼灸評価実習I	2		1	
スポーツ心理学II	2		2		臨床鍼灸評価実習II	3		1	
スポーツ社会学	3		2		臨床灸実技I	2		1	
運動学	3		2		臨床灸実技II	2		1	
スポーツ・レクリエーション演習	3		1		臨床灸実技III	3		1	
運動生理学	2		2		臨床灸実技IV	3		1	
スポーツ栄養学I	2		2		臨床灸実技V	4		1	
スポーツ栄養学II	4		2		臨床灸実技VI	4		1	
バイオメカニクス	1		2		臨床鍼灸実習I(治療所)	3		2	
トレーニング論	4		2		臨床鍼灸実習II(治療所)	4		2	
体力学	2		2		スポーツ健康鍼灸学	3		2	
スポーツ医学I	3		2		スポーツ健康福祉学演習I	3	1		
スポーツ医学II	3		2		スポーツ健康福祉学演習II	3	1		
公衆衛生学	3		2		スポーツ健康福祉学演習III	4	1		
スポーツファーストエイド	3		2		スポーツ健康福祉学演習IV	4	1		
アダプテッドスポーツ論	4		2		卒業研究I	4	2		
コーチング論	4		2		卒業研究II	4	2		
運動器の解剖と機能I	2		2		アスレティックトレーナー概論	2		1	
運動器の解剖と機能II	2		2		スポーツ外傷・障害の基礎知識I	2		1	
スポーツ科学	4		2		スポーツ外傷・障害の基礎知識II	2		1	
トレーニング科学	4		2		健康管理とスポーツ医学	2		1	
スポーツ原理	1		2		検査・測定と評価I	2		1	
スポーツ健康福祉論	1		2		検査・測定と評価II	3		1	
運動処方論	3		2		予防とコンディショニングI	3		1	
体力学演習	3		1		予防とコンディショニングII	3		1	
学校保健	3		2		予防とコンディショニングIII	4		1	
生活習慣病予防学	4		2		アスレティックリハビリテーションI	3		1	
健康スポーツ実習I	1		2		アスレティックリハビリテーションII	4		1	
健康スポーツ実習II	2		2		アスレティックリハビリテーションIII	4		1	
健康スポーツ現場実習	3		2		アスレティックトレーナー実習I	3		1	
高齢者・障害者スポーツ実習	3		1		アスレティックトレーナー実習II	3		1	
スポーツ実習I(器械体操)	1		1		アスレティックトレーナー実習III	3		1	
スポーツ実習II(屋外球技)	2		1		アスレティックトレーナー実習IV	3		1	
スポーツ実習III(屋内球技)	1		1		アスレティックトレーナー実習V	4		1	
スポーツ実習IV(陸上)	2		1		アスレティックトレーナー実習VI	4		1	

臨床福祉学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		介護の基本 I	1		2	
心理学概論	1		2		介護の基本 II	1		2	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		介護の基本 III	2		2	
児童・家庭福祉	1		2		介護の基本 IV	2		2	
障害者福祉	1		2		介護福祉学 I	4		2	
高齢者福祉	1		2		介護福祉学 II	4		2	
介護概論	2		2		コミュニケーション技術 I	3		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職 I	1		2		コミュニケーション技術 II	3		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職 II	1		2		生活支援技術演習(基本 I)	1		1	
社会福祉の原理と政策 I	1		2		生活支援技術演習(基本 II)	1		1	
社会福祉の原理と政策 II	1		2		生活支援技術演習(応用 I)	2		1	
貧困に対する支援	2		2		生活支援技術演習(応用 II)	2		1	
地域福祉と包括的支援体制 I	2		2		生活支援技術演習(終末期)	3		2	
地域福祉と包括的支援体制 II	2		2		生活支援技術演習(家事 I)	1		1	
社会保障 I	2		2		生活支援技術演習(家事 II)	1		1	
社会保障 II	2		2		生活支援技術演習(環境 I)	4		2	
ソーシャルワークの理論と方法 I	2		2		生活支援技術演習(環境 II)	4		2	
ソーシャルワークの理論と方法 II	2		2		生活支援技術演習(総括)	4		1	
ソーシャルワークの理論と方法 III	3		2		介護過程 I	2		1	
ソーシャルワークの理論と方法 IV	3		2		介護過程 II	3		1	
権利擁護を支える法制度	2		2		介護過程 III	3		2	
社会福祉調査の基礎	3		2		介護過程 IV	4		1	
保健医療と福祉	3		2		介護総合演習 I	2		1	
福祉サービスの組織と経営	3		2		介護総合演習 II	2		1	
刑事司法と福祉	3		2		介護総合演習 III	3		1	
ソーシャルワーク演習 I	2		1		介護総合演習 IV	4		1	
ソーシャルワーク演習 II	2		1		介護実習 I	2		3	
ソーシャルワーク演習 III	3		1		介護実習 II	2		3	
ソーシャルワーク演習 IV	3		1		介護実習 III	3		4	
ソーシャルワーク演習 V	4		1		医療的ケア I	3		2	
ソーシャルワーク実習指導 I	2		1		医療的ケア II	3		1	
ソーシャルワーク実習指導 II	3		1		精神疾患とその治療 I	2		2	
ソーシャルワーク実習指導 III	3		1		精神疾患とその治療 II	2		2	
ソーシャルワーク実習 I	2		2		精神保健の課題と支援 I	3		2	
ソーシャルワーク実習 II	3		4		精神保健の課題と支援 II	3		2	
時事福祉学 I	4		2		こころとからだのしくみ I	1		2	
時事福祉学 II	4		2		こころとからだのしくみ II	2		2	
連携実践演習	4		1		発達と老化の理解 I	3		2	
認知症の理解 I	3		2		発達と老化の理解 II	3		2	
認知症の理解 II	3		2		障害の理解	2		2	
スクールソーシャルワーク論	3		2		公衆衛生学	3		2	
スクールソーシャルワーク演習	3		1		教育原論	2		2	
スクールソーシャルワーク実習指導	4		1		教育心理学	3		2	
スクールソーシャルワーク実習	4		1		教育相談	3		2	
医療ソーシャルワーク演習	3		1		社会・集団・家族心理学	1		2	
医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		発達心理学	1		2	
医療ソーシャルワーク実習	4		1		臨床心理学概論	1		2	
キャリアデザイン演習 I	2		1		福祉心理学	3		2	
キャリアデザイン演習 II	2		1		福祉住環境論 I	3		2	
キャリアデザイン演習 III	2		1		福祉住環境論 II	3		2	
キャリアデザイン演習 IV	3		1		福祉住環境デザイン	3		2	
キャリアデザイン演習 V	3		1		福祉施設とまちづくり	3		2	
精神保健福祉の原理 I	1		2		芸術療法	3		2	
精神保健福祉の原理 II	2		2		レクリエーション論	2		2	
精神障害リハビリテーション論	3		2		レクリエーション実技	2		1	
精神保健福祉制度論	2		2		アダプティッドスポーツ論	4		2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門) I	3		2		高齢者・障害者スポーツ実習	3		1	

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
ソーシャルワークの理論と方法(専門) II	3		2		フィールドワーク演習 I	3		1	
精神保健福祉援助演習 I	3		1		フィールドワーク演習 II	4		1	
精神保健福祉援助演習 II	4		1		臨床福祉学演習 I	3	1		
精神保健福祉援助演習 III	4		1		臨床福祉学演習 II	3	1		
精神保健福祉援助実習指導 I	3		1		臨床福祉学演習 III	4	1		
精神保健福祉援助実習指導 II	4		1		臨床福祉学演習 IV	4	1		
精神保健福祉援助実習指導 III	4		1		卒業研究 I	4	2		
精神保健福祉援助実習 I	3		1		卒業研究 II	4	2		
精神保健福祉援助実習 II	4		4						

介護福祉士資格に関する科目は介護福祉コースのみ履修可能

(教職に関する科目)

教職免許状を得ようとする者の科目の単位数は次のとおりである。

免許状の種類	授業科目の名称	年次	単位数	授業科目の名称	年次	単位数
中学校教諭	教職論	1	2	教育実習指導	3	1
一種免許状 (保健体育)	教育行政学	2	2	教育実習 I	4	2
	特別支援教育	3	1	教育実習 II	4	2
高等学校教諭	教育課程論	2	2	教職実践演習(中・高)	4	2
一種免許状 (保健体育)	道徳教育の指導法	2	2	福祉科教育法	3	4
(福祉)	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	保健体育科教育法 I	3	4
	教育方法・情報通信技術活用論	3	2	保健体育科教育法 II	3	4
	生徒・進路指導論	2	2	介護等体験	2	1

別表II-(2) 薬学部

(専門教育科目)

薬学部の専門教育科目的単位数は次のとおりである。

薬学科

授業科目的名称	年次	必修	選択	自由	授業科目的名称	年次	必修	選択	自由
薬学入門	1	1			衛生化学I	2	1		
プレゼンテーション概論	1	1			衛生化学II	3	1		
医薬情報学	3	1			臨床検査学	3	1		
医薬情報学演習	4	1			薬物代謝学	3	1		
くすりの歩み	2		1		公衆衛生学	3	1		
薬学と生命倫理I	2	1			身体の特殊な働き	2		1	
薬学と生命倫理II	3	1			環境科学	1	1		
医療概論	1	1			食品栄養学	4		1	
コミュニケーション演習	4	1			栄養管理学	4		1	
薬学英語I	2		1		薬局方概論	3	1		
薬学英語II	4		1		薬剤学I	2	1		
無機化学I	1	1			薬剤学II	2	1		
無機化学II	2	1			薬剤学III	3	1		
有機化学I	1	1			製剤学	3	1		
有機化学II	2	1			調剤学	3	1		
有機化学III	2	1			基礎薬物動態学	2		1	
有機化学IV	3	1			薬物動態学I	3	1		
医薬品化学	4	1			薬物動態学II	3	1		
放射化学・薬品学	2	1			薬物治療学I	3	1		
生物有機化学	3	1			薬物治療学II	3	1		
反応有機化学	3	1			薬物治療学III	4	1		
分析化学I	1	1			薬物治療学IV	4	1		
分析化学II	2	1			薬物治療学V	4	1		
分析化学III	2	1			薬物治療学VI	4	1		
機器分析学	3	1			一般用医薬品学	4	1		
応用機器分析学	3	1			医事法學演習	4	1		
物理化学I	2	1			薬事関係法規I	4	1		
物理化学II	2	1			薬事関係法規II	6	1		
基礎生化学	1	1			治験コーディネーター論	6	1		
生化学I	2	1			基礎薬学総合演習	4	8		
生化学II	2	1			セーフティマネージメント演習	5	1		
生化学III	2	1			先端医療学	5	1		
ウイルス学	2	1			病院薬学演習	5	1		
細菌学	3	1			一般用医薬品学演習	5	1		
生物統計学	2	1			食品医薬品相互作用論	5	1		
細胞生物学	3	1			乱用薬物・毒物学	5	1		
遺伝子工学	4	1			漢方治療学演習	5	1		
腫瘍治療学	4	1			薬学総合演習I	6	5		
薬用植物学	1	1			薬学総合演習II	6	5		
生薬学	2	1			薬化学実習	2	1		
天然医薬品化学I	3	1			分析学実習	2	1		
天然医薬品化学II	4	1			生薬学実習	3	1		
和漢薬学	2	1			基礎生化学実習	2	1		
東洋医薬学	3	1			生化学実習	3	1		
漢方治療学	4	1			基礎薬理学実習	3	1		
機能形態学I	1	1			薬理学実習	3	1		
機能形態学II	1	1			薬剤学実習	3	1		
機能形態学III	2	1			衛生薬学実習	3	1		
病理学	2	1			実務実習事前学習Ia	4	1		
生理・薬理学I	2	1			実務実習事前学習Ib	4	1		
生理・薬理学II	2	1			実務実習事前学習Ic	4	1		
生理・薬理学III	2	1			実務実習事前学習IIa	4	1		
生理・薬理学IV	2	1			実務実習事前学習IIb	4	1		
生理・薬理学V	3	1			実務実習事前学習IIc	4	1		
生理・薬理学VI	3	1			特別研究I	5	4		
応用薬理学	3	1			特別研究II	6	8		
免疫学	3	1			実務実習I	5	10		
臨床医学概論	4	1			実務実習II	5	10		

動物生命薬科学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
生命倫理・動物福祉	1		2	動物臨床看護学総論	2		2
動物解剖学	1	2		動物臨床看護学各論Ⅰ	3		2
動物生理学Ⅰ	1	2		動物臨床看護学各論Ⅱ	3		2
動物生理学Ⅱ	1	2		動物臨床看護学各論Ⅲ	3		2
動物繁殖学	3		2	動物臨床看護学演習Ⅰ	4		1
動物行動学	4		2	動物臨床看護学演習Ⅱ	4		1
動物栄養学	3		2	動物臨床検査学	3		2
畜产学	3		2	動物医療コミュニケーション	2		2
実験動物学Ⅰ	2	2		愛玩動物学	3		2
実験動物学Ⅱ	2	2		人と動物の関係学	3		2
野生動物学	4		2	適正飼養指導論	3		1
動物看護関連法規	2		1	動物生活環境学	4		1
動物愛護・適正飼養関連法規	2		1	ペット関連産業概論	4		1
動物解剖学実習Ⅰ	1	1		生涯学習概論	4		2
動物解剖学実習Ⅱ	1	1		博物館概論	2		2
組織学	1	2		博物館経営論	4		2
有機化学Ⅰ	1	2		博物館資料論Ⅰ	3		1
有機化学Ⅱ	2		2	博物館資料論Ⅱ	3		1
基礎生化学	1	2		博物館資料保存論	3		2
生物統計学	2		2	博物館展示論Ⅰ	3		1
飼料学	3		2	博物館展示論Ⅱ	3		1
実験動物学演習	3		1	博物館教育論	4		2
実験動物学実習	3		1	博物館情報・メディア論	4		2
微生物学	2	2		博物館実習	4		3
微生物学実習	2	1		動物実習基礎Ⅰ	1	1	
動物看護学概論	1		2	動物実習基礎Ⅱ	1	1	
生物多様性	2		2	動物実習基礎Ⅲ	2	1	
統合生理学	4		2	動物実習基礎Ⅳ	2	1	
動物病理学Ⅰ	2	2		動物内科看護学実習Ⅰ	2		1
動物病理学Ⅱ	2		2	動物内科看護学実習Ⅱ	2		1
寄生虫学	2	2		動物臨床検査学実習	3		1
動物薬理学Ⅰ	2	2		動物外科看護学実習	3		1
動物薬理学Ⅱ	2	2		動物臨床看護学実習	3	1	
臨床薬理学	4		2	動物愛護・適正飼養実習	3	1	
動物感染症学Ⅰ	3		2	動物看護総合実習	3		2
動物感染症学Ⅱ	3		2	動物実習応用Ⅰ	4	1	
公衆衛生学Ⅰ	2	2		動物実習応用Ⅱ	4	1	
公衆衛生学Ⅱ	2	2		畜产学実習	4		1
動物内科看護学	2		2	卒業研究	4	2	
動物外科看護学	3		2				

別表II－(3) 生命医科学部

(専門教育科目)

生命医科学部の専門教育科目的単位数は次のとおりである。

生命医科学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
公衆衛生学	1	2		臨床薬理学	3		2
解剖学 I	1	2		チーム医療概論	3		2
解剖学 II	2		2	関係法規	4		1
解剖学実習	2		1	医用電気工学 I	1	2	
生理学 I	1	2		医用電気工学 II	1		2
生理学 II	1		2	医用電気工学演習	1	1	
生理学実習	2		1	医用電気工学実習	2		1
臨床病態学 I	3		2	医用電子工学 I	2		2
臨床病態学 II	3		1	医用電子工学 II	2		2
病理学 I	2	2		医用電子工学演習	2		1
病理学 II	2		2	医用電子工学実習	2		1
病理学実習	3		1	物性工学	3		2
生化学 I	1	2		材料工学	3		2
生化学 II	2		2	医用機器工学	3		2
生化学実習	1		1	応用数学	2		2
微生物学 I	1	2		医療情報処理工学	1		2
微生物学 II	2		2	医療情報処理工学実習	1		1
微生物学実習 I	2		1	システム工学	3		2
微生物学実習 II	3		1	医用工学	1	2	
一般検査学	2		2	医用工学演習	1		1
一般検査学実習	2		1	生体機能工学	3		2
検査機器総論	1	2		生体計測装置学 I	1	2	
医用工学概論	1	2		生体計測装置学 II	3		2
医用工学実習	1	1		生体計測装置学実習	3		1
臨床血液学 I	2		2	医用治療機器学	2		2
臨床血液学 II	2		2	医用治療機器学実習	2		1
臨床血液学実習 I	3		1	臨床支援技術学	3		2
臨床血液学実習 II	3		1	画像診断学	3		2
免疫検査学	2		2	生体機能代行装置学 I	2		2
免疫検査学実習	3		1	生体機能代行装置学 II	3		2
臨床免疫学 I	3		2	生体機能代行装置学 III	3		2
臨床免疫学 II	3		1	生体機能代行装置学演習 I	2		1
臨床免疫学実習	3		1	生体機能代行装置学演習 II	3		1
臨床検査総合管理学 I	3		2	生体機能代行装置学演習 III	3		1
臨床検査総合管理学 II	3		2	生体機能代行装置学演習 IV	4		1
臨床検査総論	3		2	生体機能代行装置学実習 I	2		1
臨床生理学 I	2		2	生体機能代行装置学実習 II	3		1
臨床生理学 II	2		2	生体機能代行装置学実習 III	3		1
臨床生理学 III	3		2	医用機器安全管理学	3		2
臨床生理学 IV	3		2	医用機器安全管理学実習	3		1
臨床生理学実習 I	3		1	患者安全管理学	3		2
臨床生理学実習 II	3		1	臨床医学総論 I	2		2
臨床化学 I	2		2	臨床医学総論 II	2		2
臨床化学 II	2		2	臨床医学総論 III	3		2
臨床化学実習	3		1	臨床医学総論 IV	3		2
医療安全管理学	3		1	臨床工学臨地実習	3・4		7
医療安全管理学実習	3		1	生命医科学特論 I	4		2
遺伝子検査学	2		2	生命医科学特論 II	4		2

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
臨床検査臨地実習 I	3		3	生命医科学特論III	4		2
臨床検査臨地実習 II	3・4		9	総合演習	4		1
臨床細胞学総論 I	1		2	臨床検査学演習 I	4		2
臨床細胞学総論 II	2		2	臨床検査学演習 II	4		2
臨床細胞学総論III	2		2	卒業研究 I	4		4
臨床細胞学演習 I	3		1	卒業研究 II	4		4
臨床細胞学演習 II	3		1				
細胞診断学特論 I	4		4				
細胞診断学特論 II	4		4				

別表 II - (4) 臨床心理学部

(専門教育科目)

臨床心理学部の専門教育科目的単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
社会福祉学	1			耳鼻咽喉科学	2		
心理学概論	1	2		臨床歯科医学・口腔外科学	3		
臨床心理学概論	1	2		聴覚・発声発語系の構造、機能、病態	2		
心理学研究法	1		2	神経系の構造、機能、病態	2		
心理学統計法	1		2	言語学	1		
臨床医学	2		2	音声学	2		
解剖学	1		2	音響学・聴覚心理学	3		
生理・病理学	2		2	言語発達学	1		2
人体の構造と機能及び疾病	1		2	リハビリテーション概論	1		1
発達心理学	1		2	公衆衛生学	4		2
知覚・認知心理学	2		2	言語聴覚障害総論	1		2
学習・言語心理学	2		2	言語聴覚障害診断学	2		2
心理測定法演習	3		1	失語症学 I	2		2
精神疾患とその治療	2		2	失語症学 II	2		2
医療統計学演習	2		2	高次脳機能障害学	3		2
公認心理師の職責	4		2	言語発達障害学 I	2		2
感情・人格心理学	3		2	言語発達障害学 II	2		2
神経・生理心理学	2		2	言語発達障害学演習 I	3		1
社会・集団・家族心理学	1		2	言語発達障害学演習 II	3		1
障害者・障害児心理学	2		2	発声発語障害学	2		2
心理的アセスメント	2		2	発声発語障害学演習 I	2		1
心理学的支援法	3		2	発声発語障害学演習 II	3		1
健康・医療心理学	3		2	嚥下障害学 I	2		2
福祉心理学	3		2	嚥下障害学 II	3		2
教育・学校心理学	3		2	嚥下障害学演習	3		1
司法・犯罪心理学	3		2	聴覚障害学 I	2		2
産業・組織心理学	3		2	聴覚障害学 II	2		2
心理学実験	2		2	聴覚検査演習	3		1
心理演習 I	3		1	補聴器・人工内耳	3		2
心理演習 II	3		1	言語聴覚障害演習 I	2		1
心理実習	4		2	言語聴覚障害演習 II	3		1
関係行政論	4		2	言語聴覚障害演習 III	3		1
児童・家庭福祉	1		2	学外評価臨床実習	3		4
障害者福祉	1		2	学外総合臨床実習	4		8
高齢者福祉	1		2	動物人間関係学	1		2
介護概論	2		2	動物生態学	1		2
ソーシャルワークの基盤と専門職 I	1		2	動物介在教育学	2		2
ソーシャルワークの基盤と専門職 II	1		2	アニマルセラピー概論	2		2
社会福祉の原理と政策 I	1		2	アニマルセラピー演習 I	3		1
社会福祉の原理と政策 II	1		2	アニマルセラピー演習 II	3		1
貧困に対する支援	2		2	動物適正飼養・トレーニング学	2		2
地域福祉と包括的支援体制 I	2		2	動物トレーニング実習	2		1
地域福祉と包括的支援体制 II	2		2	教育心理学	3		2
社会保障 I	2		2	教育相談	3		2
社会保障 II	2		2	心理尺度構成法実習	4		1
ソーシャルワークの理論と方法 I	2		2	キャリアカウンセリング	4		2
ソーシャルワークの理論と方法 II	2		2	レクリエーション論	2		2
ソーシャルワークの理論と方法 III	3		2	レクリエーション実技	2		1
ソーシャルワークの理論と方法 IV	3		2	福祉住環境論	4		2
権利擁護を支える法制度	2		2	スクールソーシャルワーク論	3		2
社会福祉調査の基礎	3		2	スクールソーシャルワーク演習	3		1
保健医療と福祉	3		2	医療ソーシャルワーク論	3		2
福祉サービスの組織と経営	3		2	医療ソーシャルワーク実習指導	4		1
刑事司法と福祉	3		2	医療ソーシャルワーク実習	4		1

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1	時事福祉学Ⅰ	4		2
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1	時事福祉学Ⅱ	4		2
ソーシャルワーク演習Ⅲ	3		1	連携実践演習	4		1
ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1	認知症の理解Ⅰ	3		2
ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1	認知症の理解Ⅱ	3		2
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1	基礎ゼミⅠ	2	2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1	基礎ゼミⅡ	2	2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1	専門ゼミⅠ	3	2	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2	専門ゼミⅡ	3	2	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4	専門ゼミⅢ	4	2	
リハビリテーション医学	3		2	専門ゼミⅣ	4	2	

別表III（納付金）

一 入学検定料 30,000 円

二 入 学 金 300,000 円

三 授業料、その他納付金

社会福祉学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
スポーツ健康福祉学科	853,000 円	350,000 円	1,203,000 円
臨床福祉学科	853,000 円	350,000 円	1,203,000 円

薬学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
薬学科	1 年次	520,000 円	1,616,000 円
	2 年次以降	520,000 円	2,096,000 円
動物生命薬科学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000 円

生命医科学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
生命医科学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000 円

臨床心理学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
臨床心理学科	853,000 円	350,000 円	1,203,000 円